緑 ケ 丘 集 会 所 管理運営委員会会則

> 緑ケ丘中央自治会 緑ヶ丘南自治会

緑ケ丘集会所管理運営委員会会則

- 第1条 (名称) この会は、緑ケ丘集会所管理運営委員会(以下「運営委員会」という)と称する。
- 第2条 (組織) 運営委員会は、緑ケ丘中央自治会および緑ケ丘南自治会(以下「両 自治会」という)をもって組織する。
 - 2 運営委員会の事務所は運営委員会委員長宅に置く。
- 第3条 (目的) 運営委員会は、緑ケ丘集会所屋内外の管理運営を行うとともに、快適な集会所運営を図り、もって両自治会の活動目的および事業達成の一助となることを主目的とする。
- 第4条 (事業) 運営委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 集会所の設備充実、保全維持に関すること。
 - (2) 集会所屋内外の清掃,美観の維持向上に関すること。
 - (3) 集会所の使用調整、物品の貸出に関すること。
 - (4) その他、運営委員会が必要と認めたこと。
- 第5条 (役員) 運営委員会に次の役員を置く。
 - (1) 運営委員 5名 (委員長 1名,副委員長 1名,会計 1名,理事(鍵担当) 2名)
 - (2) 監事 1名
 - (3) 参与 2名
 - 2 運営委員および監事は、原則として両自治会で1年毎に交替するものとする。
 - 3 鍵担当理事は,前期(4月~9月),後期(10月~3月)を両自治会で交替管理するものとする。
- 第6条 (役員の選任) 運営委員および監事は、両自治会で運営委員および監事の 任務分担を決定した上で選任された者が就くものとする。
 - 2 参与は、両自治会の会長をもって充てるものとする。
- 第7条 (役員の任期) 役員の任期は、1年とし、3月末日をもって交替する。
 - 2 増員または補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、 それぞれ現任者または前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期が満了した後において後任者が就任するまでは、その任 務を行うものとする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 (役員の職務および会議) 委員長は,運営委員会を代表し,その会務を総理 するとともに,年1回,両自治会に会務状況を報告する。
 - 2 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を開催する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代行す る。
- 鍵担当理事は、貸出しの際、重複の利用希望が発生することを想定し、「和 4 室」、「ホール」の2室を区分して使用承諾をする。
- 会計は、運営委員会の会計業務を行い、年1回両自治会員に会計報告をす 5 る。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 委員長の招集の下で運営委員会議を開催するときは、参与の出席を求める ものとする。
- (鍵管理) 鍵担当理事(以下「鍵管理者」という)は、両自治会員の福利施 第9条 設の窓口として対応するものとする。
 - 鍵管理者は、両自治会が主催する会議、両自治会員が主催する会議、老人 会、婦人会、子供会、懇親会、趣味・娯楽の集いが使用する会議等のほか、 公共に準ずる会議、緑ケ丘地区内の公共団体の会議の使用を優先し、使用 申込者との調整を行うものとする。
 - 「鍵」の貸出し、返却期間、使用料規定等は、別に定める。 3
 - 第2項に規定する団体等が年間を通して利用する場合は、事前登録して計 4 画的使用を計ることにより、管理の合理化を図る。
 - 5 鍵管理者は、使用料を徴収したときは、使用簿に記載する。
 - 鍵管理者は、スペアーキーを1個必ず保管する。
- (会計) 運営委員会の会計は、次の収入によってこれを充てる。 第10条
 - (1) 自治会分担金 (戸数割)
 - (2) 集会所使用料
 - (3) 備品使用料
 - (4) その他の収入
- 両自治会を脱会した者は、運営委員会も同時に脱会した扱いとし、金品の 第11条 返却はしない。
- 第12条 運営委員会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 運営委員会への両自治会の分担金は、運営委員会で協議し、両自治会へ申 第13条 請して了承を得る。
- (使用料等) 集会所の使用料は、次の通りとする。 第14条
 - … 無料 (1) 両自治会が自治会活動に使用する場合
 - 老人会、子供会等がその活動に使用する場合 · 無料 (2)
 - (3)市が行政執行上使用する場合 … 無料
 - 市以外の公共団体またはこれに準じる団体が使用する場合・・無料 (4)
 - · 無料 両自治会員が利用者の過半数である場合 (5)
 - 両自治会員が利用者の過半数に満たない場合
 - 次の区分により、1単位(3時間45分) … 3,000 円

ア 午前の部 9:00~12:45

イ 午後の部 13:00~16:45 ウ 夜間の部 17:00~20:45

(7) 冠婚葬祭

ア 両自治会員 1日 10,000円 イ 非両自治会員 1日 30,000円

- (8) その他特別の事由が生じた場合は、運営委員長が判断する。
- 2 備品の使用料は、以下の通りとする。
 - (1) 小型テント1張

ア 両自治会員 1日 無料

イ 非両自治会員 1日 2,000円

- 第15条 (使用禁止) 集会所は、次の事項に該当するときは、貸出禁止とする。
 - (1) 営利事業を行う業者,団体,グループおよび個人の使用。
 - (2) 利用者の住所または事業者の所在地が座間市外である場合。
 - (3) 両自治会員名の届出で非自治会員に使用させる後,即ち鍵の又貸し行為。
 - (4) 中学生、高校生(ともに父兄同伴にても)の利用。
 - (5) 自治会員が過半数に満たない団体,グループおよび個人の有料による 定期,断続的な使用申込があった場合。
 - (6) 申込書に記載不備があり、本会則に準拠していない場合、および重ねて違反のある団体、グループ、個人の利用。
 - (7) その他の事由が生じた場合は、運営委員会が判断する。
- 第16条 (集会所の使用申込みおよび使用心得) 新規に定期, 断続的な使用を団体, グループ, 個人の申込があった場合, 運営委員会が審議し決定する。
 - 2 集会所を使用する者(団体等の代表者)は、集会所または物品の使用申込書 (別紙 緑ケ丘集会所使用申込書)に記入の上、鍵管理者に申し出るものと する。
 - 3 集会所を定期, 断続的に使用する場合, 既使用者(団体等の代表者)は, 年度の初回使用時に, 新規利用者(団体等の代表者)は初回の使用申込時に, 利用者全員の名簿および利用内容(別紙 緑ケ丘集会所利用申込書)を提出するものとする。但し, 申請内容に変更が発生した場合は10月に再提出する。
 - 4 集会所の使用者は、次の注意事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用者は、使用中の火気の取り扱いに十分注意するとともに、使用後は清掃、戸締り、整理整頓、ガスの元栓を締めるなど後始末に責任を負う。
 - (2) 使用後は、責任を持って鍵管理をし、返却する。
 - (3) 使用後(有料の場合)は、速やかに使用料を鍵管理者に支払うこと。
 - (4) 設備や備品類の破損紛失等は使用者負担とし、速やかに委員長に報告するとともに復元しなければならない。
 - (5) 使用にあたり、周辺住民の迷惑にならないよう務めるため、使用時間は原則として、午前9時~午後9時とする。ただし、自治会活動で使用する場合は、この限りではない。

- 第17条 (細則) この会則の施行に必要な事項は,運営委員会で協議し,委員長が別に定める。
 - 2 この会則の改定は、運営委員会で協議し、両自治会の承認を得る。
- 附 則 (施行) この会則は平成23年8月1日から施行する。
 - 2 (旧会則の廃止) 緑ケ丘集会所管理運営委員会会則(昭和51年5月1日施行)は廃止する。
 - 3 (経過措置) この会則の施行日において、旧会則の規定に基づき「役員」に 就任した期間は、本会則施行後の「役員」の任期に通算する。
 - 4 この会則の施行日において、旧会則の規定に基づき「緑ケ丘集会所利用許可」を受けている者にあっては、本会則の規定に基づき許可されたものとみなす。
 - 5 (個人情報) 個人情報は集会所使用に関する事項にのみ利用し、他に利用しない。

平成26年4月1日付けにて一部改定 平成27年2月1日付けにて一部改定

緑ケ丘集会所利用 中込書

	新	規	•		更	新	2	令和	年	月	
団	体	名									
代	表者	名									
連	絡	先		-		-					
		的									
期		間		令和	年	月 ~ 彳	5和 :	年	月		
曜			毎週()		曜日 曜日	曜日	曜		曜日	
時		間			•	~	:				
構	成	員	氏		名	自治会名	組•班				
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12								自治会	会員/総数	文
	13									/	
	14										
	15							<u> </u>			
	16								 緑ケ	 丘集会所	
	17]	管理選		₹
	18]			3
	19										
	20										

緑ケ丘集会所使用申込書

申込年月日	令和] 左	F 月			治	会	名	緑ケ	万丘中:	央•南	連合	班•組
申請者氏名						団体(グ	`ルーフ°)	名					
住 所	緑ケ	Б			ì	車絡先(電話番	등)					
使用日時		令和	年	月	В	午前	•	午後	Š	時	分~	時	分
使用目的													
使用部屋	А	亦-	ール:和	室	В		ホー	-ル		С		和	室
使用料金		無	料			有料	: 3,00	70 P.	•	6,00	0円・	9,00	00円
使用人数		名(自治	会員)	名	使用	備品	テー	-ブル:	大・テ	ーブル	小•座阜	• エア:	コン・ガス

(注意)

- 1. 使用区分(時間帯)は、午前:9時~12時45分 午後:13時~16時45分 夜間:17時~20時45分で、1単位(3時間45分)当たり3,000円。
- 2. 申請者自身が利用団体等の一員であり、出席していること。
- 3. 年度の初回申込時に、利用者名簿(氏名、住所、連絡方法記載の「緑ケ丘集会所利用申込書」)を提出すること。

申請番号	

緑ケ丘集会所使用許可書

使用申込者								様						
使用承諾者					ЕР									
使用日時		令和 年 月			日 午前 • 午後				時	分~	時	分		
使用部屋	А	A ホール:和室		В		ホ-	ール		С		和	室		
使用料金		無	料		有料:3,000円 • 6,000円 • 9,000円									

- ☆ 許可条件 次の使用上の心得を遵守してください。
 - 1. 集会所内では『禁煙』を遵守すること。
 - 2. 使用後は、清掃、戸締り、整理整頓、ガスの元栓締め、消灯、ゴミの持ち帰り等の確認励行をする。
 - 3. 使用後は、当日速やかに『鍵』を鍵担当理事に返却すること。
 - 4. 有料利用者の『使用料金支払い』は、使用許可を受けた鍵担当理事に直接支払うこと。
 - 5. 集会所の使用においては、別団体等による「ホール」・「和室」の同時使用も譲り合いで運用する。

緑ケ丘集会所備品使用申込書

申込年月日	令和	年	月		自	治	会	名	緑ケ丘。	中央•雨	有・連合	班∙組
申請者氏名					J]体(グ	ルーフ゜):	名				
住 所	緑ケ丘				連絡	絡先(富	電話番	号)				
使用日時		令和	年	J	月	В	午前	•	午後	時	分から	
		令和	年	J	月	\Box	午前	•	午後	時	分まで	
使用目的												
使用備品	テント	- 引	Ī.									
使用料金	#	無 料				有	料	: 2	2,000 円	• 4	,000円	

(注意)

1. 使用区分および料金は、 1日 1張 2,000円

申請番号	

緑ケ丘集会所備品使用許可書

使用申込者	様								
使用承諾者	ED								
使用日時	令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分から								
	令和 年 月 日 午前 • 午後 時 分まで								
使用備品	テント 張								
使用料金	無料 有料: 2,000円 • 4,000円								

- ☆ 許可条件 次の使用上の心得を遵守してください。
 - 1. 使用後は、速やかに返却のこと。
 - 2. 雨天時に使用した場合は、天日干しおよび汚れ落としを施した後に返却すること。